

千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会 令和5年度第3回会議 会議概要

日 時 令和6年2月9日(金) 午後2時から午後4時
場 所 千葉県教育会館 別館3階会議室

1 開会

意見交換(敬称略)

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

議論に入る前に2点報告する。まず、来年度予算案についてで、ICTを活用した学習支援を始めたいと思っている。対象は中学生で、年間を通して5教科の授業配信を行いたい。また、フリースクールと学校、教育委員会の連携をしっかりとしていきたいので、モデル事業を考えている。いくつかの団体、場合によっては複数の団体が一緒になって、応募いただき、各地域で連携をしたような取り組みをやりながら、どのような課題や効果があるのか検証したい。そういう形で予算を計上してるところである。

2点目は、9月補正事業である「千葉県不登校実態調査」は1月末で回答期限を締めて、現在回答を集計中である。そのため、結果を資料で示すことはできないが、令和2年に国が実施した調査よりも回答数はかなり集まっていて、回答の傾向も国の調査とかなり似ていると思う。

それでは、「1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項」について、意見があれば。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

1の「(1) 基本理念」に「暴力行為、体罰等許さない学校運営を図ること。」とある。「体罰等」の中に、おそらく暴言も含まれると思われるが、ここははっきり入れてほしい。現在、暴言は否定されてなく、ここは「体罰等」と丸めなくてもいいと思う。

もう1つは「(2) 教育機会の確保の意義」の「国家・社会の形成者として」のところで、教育基本法の中では、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として」と書いてあり、そこを外す理由はないと思うので、教育基本法に準じてもいいと思う。

さらに、次の段落の「義務教育を通じて共通の言語文化、規範意識など」について、昨今、外国人の方たちやそういったルーツを持つ子どもたちは増えてきているので、わざわざ言わなくてもいいと思う。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

条例の文言は「体罰等」のため、条例の引用は「体罰等」としているが、説明する文章の中で、「暴言」を明示している。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

1 (3) イ (イ) に「既存の学校が改善すべきことは何か、具体的な方向性を示す必要がある」とある。とても後ろ向きだと思う。「既存の学校が改善していく具体的な方向性を示す必要がある」とすべき。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

「2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項」については、どうか。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

2 (1) の「イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり」では、加害をした子ども、加害を受けていたケースがあるので、そのケアの部分が抜け落ちていると思う。いじめをしてしまった子が、例えば家庭的に不安定であるとか、調べてみたら、もともといじめを受けていたこともあるので、もちろん加害をしてしまったことに対して、「それは駄目なんだよ」と毅然とした対応や被害者支援は大事だが、加害をした子へのケアが抜けてしまうと、苦しさをまた生むと思う。

あと、「(イ) 不登校についての理解と支援の方向性」では、アセスメントの見立ては、先生たち、またフリースクールの人たちも関わりながらする必要はあるが、今、こども基本法で意見表明権があるので、子どもの意見が入ることが抜けていると思う。そういったところは、ニーズの食い違いを生んでいて、今も多分それが続いていると思う。学校の先生が良かれと思ったことが、保護者や子どもたちにとっては、「ちょっと違うな。」というところがあるので見立てをした上で、さらに支援のあり方を子どもに1度聞くことも大事だと思う。

2 (1) の「エ 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施」で、国は学習指導要領を少し柔軟に解釈していこうという方針で進んでいるが、もう少し柔軟に対応していくところを少し提示してあげた方が、先生たちがやりやすいのではないか。どういうふうに表現するのかは、もう少し現場の先生たちに聞きながら書いても良いかなと思った。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

加害側の子どもたちに対しては、2 (1) イに、「児童生徒が抱える課題を的確に把握し対応することが重要である。」などと書いてある。この部分を膨らませて、しっかりと加害側へのケアがわかるように書いていきたい。

他にはどうか。

【千葉県子どもと親のサポートセンター 相談補助員 木下 真理】

まず、保護者の支援という観点の項目を入れていただき、保護者の立場として御礼を申し上げます。内容はとても突っ込んでいて、価値観の大きな変革だと思う。

一方で気がかりなのは、保護者の立場で言うのは変かもしれないが、教員の負担軽減が課題になっている昨今、この基本方針が教員を萎縮させてしまったり、負担感を感じさせることになるのはよくないということである。

前回の会議で、保護者は助けられてよい存在だと申し上げたが、学校の教職員も私は同じだと思う。これは文面にするようなことではないが、教員も困ったときは安心して相談をしてもいいし、守ってもらったり、助けてもらってもいいんだという空気感が学校の中に必要ではないかと思うし、そのための人材の育成と配置というのが不可欠ではないかと思う。

クラスに不登校の児童生徒がいると、担任の先生は、本人だけではなく、保護者の対応もすることになる。一般企業と同じように、人によって経験や力量の差があるのは当たり前のことなので、許容量を超えることは当然ある。しかし、保護者の側からすると、「教員たるものはこうあるべき」という考え方が根強くあって、ハレーションが起こったりする。保護者と学校が対立してしまうと、結局は肝心の子どもが置いてきぼりになって、あまり良い方向にならない。教員が自信や誇りや使命感を持って、不登校に対しても、様々な課題にも取り組んでいけるような、またより多くのすばらしい優秀な若者が教員になろうと思えるような環境を作ってもらいたいと思う。それが結果的に不登校支援につながる。

同様な観点で、2（1）イの「(イ) 教育支援センターの機能強化」について、各学校に形を作るだけでは、実際には機能が果たせない。子どもたちが安心して過ごせる居場所にするためには、不登校や発達特性について理解と見識のある人材の配置や教員の増員が必要である。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

おっしゃるとおり、教員のすべきこと、してはいけないことがたくさん書かれていて、先生方も不登校について相談ができることが書かれていない。その部分を少し加えられればと思う。

あと、教員が萎縮するのではないかという議論は確かにある。多くの教員は、子どもを傷つけるような体罰は絶対いけないと思ってるし、また乱暴な言葉もいけないと思ってる。しかし、例えば、荒れた学校で、大声を出している教員がいたときに、「しょうがないのかな。でもいいと思えない。」と迷っていることがあると思う。逆に言えば、はっきりと「それは駄目なんだ。」と言ってもらいたいと思う。自分の勤めてきた学校の肌感覚でいうと、絶対駄目だとかはっきり言ってもらったほうがいいと思ってる人がたくさんいる。今回かなり書いているが、ここをクリアしていかないと、本当に傷つく子どもを少なくしていくことは難しいと思っている。

【東京学芸大学教育学部 教授 加瀬 進】

2（1）の「ア 魅力あるより良い学校づくり」の学校運営の重要性の部分で、「教職員が支援」とあるが、学校組織マネジメントをしていくという意味で管理職の役割はすごく大きいと思う。この基本方針を誰が読むかを考えると、校長先生が一番と読むと思うが、校長の機能と言うと固いが、例えば、「教員と一緒にあって校長が学校運営に努める必要がある。」というような明示的な書き方があっても良いと思う。

それと少し関係するが、教員が不登校の理解を深めないといけないということに関わっ

て、1（1）基本理念に「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことを理解」「不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益等への対応」とある。ここに段差がある。不登校の時期を認めなければいけないが、学力も保障しないといけない。不登校の時期の積極的な意味を認めることは、誰がどこで行うのか。学業の遅れを取り戻していくときに、多分、学校だけではなくて、教育支援センター、フリースクール、その他が連携することになると思う。そうすると、千葉県として、どのような風景を描いているのか。現在の書き方だと全て充実させるとなっているが、どこを中心にしながら不登校対策を行うのか。県の不登校に対する教育ビジョンだと思う。県としてどうされていくのかと感じている。

2（1）の「ア 魅力あるより良い学校づくり」に、「無意識のうちに個性に優劣をつける」とあり、これは条例第3条第2項に関係する。つまり、主体性を尊重すると言うが、主体性には、能動的な主体性の発揮と受動的な主体性の発揮があり、静かにしている主体性もある。2（1）アや条例第3条第2項の説明の部分で、もう少し対応関係が整理されると良いと感じている。主体性の尊重は何がどうなったら尊重したことになるのか。その考えを踏まえた整理をした上での書き方が必要だと感じたところである。主体性の尊重とよく言われるが、不登校の場合、何をもって主体性と言うのが重要になってくると思っている。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

不登校の時期を認めることと学力の保障は調整しなければならないことは認識していて、1（1）基本理念の部分で、「個々の児童生徒に応じた長期的な視点を持って取り組む必要がある。」としている。

【東京学芸大学教育学部 教授 加瀬 進】

長期的な視点を持って取り組むことは、「長期的なんだから、小学校段階の問題は中学校に任せればいい。」のような、6・3・3制の課題はこれまでであったと思う。「長期的な視点」という言葉も丁寧に使う必要がある。説明いただいて、休養の段階と学びの段階とを有機的に結びつけて長期的という論理構成はわかったが、もう少し書き加えてもよいと思う。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

不登校の時期は休養や自分を見つめ直す時期があるし、そこを過ぎれば、また、活動できることもあるだろうし、当たり前のことを書いていると思っている。もし具体的に追加すべきことがあったら、教えていただければと思う。

その他には、どうか。

【千葉県総務部学事課私学振興班 主査 高澤 晃夫】

2（2）イの「(オ) 不登校児童生徒が学校外等で学習した場合の指導要録上の出席扱い

と評価」について、各市町村の教育センターの教育相談は私立も対象にしているが、教育支援センターは、ほとんどが公立の小・中学校を対象にしている。私立の場合は教育支援センターに通所できないとなると、この条例と差が出ると思うので、市町村に通知することなどにより制度改革できるのではないかと。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

2(2)ウの「(イ) 経済的支援」について、「経済的支援の在り方について具体的な検討」とあるが、保護者の負担軽減などの言葉が入っていたら嬉しいと思う。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

それでは、「3 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項」に移る。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

3(4)「研修及び人材の確保」について、モデル事業では対象のフリースクールに限られるが、サポートガイドに載っているフリースクールは50以上ある。フリースクールや学校の外で不登校の子どもたちや家族を支える人たちのスキルアップも考えていかないといけないと思う。研修なども一部触れていただけたら嬉しい。連携は大事と言いながら、質の向上は知らないというのは無責任だと思うので、今ある研修会の枠を開放するなどの連携も必要だと思う。

HSC や起立性調節障害を載せるかどうかは悩ましい。時代が変わると変わってくるので、この2つだけ載っているとにならないか。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

それでは、全体について意見があれば。

【東京学芸大学教育学部 教授 加瀬 進】

3の「(5) 切れ目のない支援を行う体制の整備」について、義務教育段階で終わらないのは素晴らしいと思う。東京学芸大学の中に教育支援センターが来ているが、中学校を卒業すると通所できない。これに対するオーダーがあっても、なかなかそこまで対応できない。先ほど、私立学校の児童生徒は教育支援センター利用の対象外になっている話があったが、同じことが市町村間でも起きる。そんな課題があることを視野に入れながらやる必要がある。

そして、連携をするからには、何かしらのツール、例えば、特別支援教育で言えば、個別の教育支援計画を作って、連携をしていくとなっている。そこまで書き込めるかどうか、今後の課題なのかもしれないが、支援をするための何かしらの手だてをどうするかは重要だと思う。もし、今の段階で必要があるというところまでだとするならば、「可能であればそういうシステムの開発が必要」であるとか。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

2 (2) アの「(イ) 不登校についての理解と支援の方向性」に「児童生徒理解・支援シート」の活用を記載している。あまり使われていないように思うので、実際に機能するように研究する必要があると思っている。

【千葉大学教育学部 准教授 磯邊 聡】

2 (2) イの「(オ) 不登校児童生徒が学校外等で学習した場合の、指導要録上の出席扱いと評価」について、特に受験を考えている小学生や中学生にとっては、評価評点の問題は切っても切れない問題だと思う。主語は校長でももちろん成績の最終責任は校長になると思うが、校長や学校単位になると学校間の差が出る可能性があって、「この学校は認めてくれて、この学校は認めてくれない。」ということが起こってくる。これは校長だけの責任ではなくて教育委員会もきちんと主体的に学校に対してガイドラインを示すなり説明責任を果たしていただけると良いと思う。

文言のところで、指導という文言と支援という文言が整理されていない形で使用されている印象がある。主体が教員や大人側にあってこちらの答えに導いていくのが、「指導」。「支援」はカウンセリングモデルであって、まさに子どもの主体性であるとか子どものありのままの姿を認めて育てていく。「指導」と「支援」という文言をきちんと精査して、適応指導教室という文言がなぜ教育支援センターに変わったかということ、適応指導というガイダンスモデルでは十分な支援効果が得られなかったから。「学校適応を目指しましょう。適応するように引っ張っていきましょう。」というモデルの限界が明らかになって、教育支援センターという教育相談モデルに大転換したことだと思うと、この言葉は丁寧に「指導」という言葉が本当にいいのかどうかをよく考えていただけると良いと思っている。

「指導・支援」という書き方もあると思うが、寄り添うという言葉がたくさん書いてあったので、支援モデルだと思うが、先生方には指導モデルに偏りがちな方もおられるので、その先生たちが誤読しないような形にしていただければと思う。

【NPO法人千葉こども家庭支援センター 理事長 杉本 景子】

全体的に具体的に書かれていて、学校がこういうふうになったらいいなということが盛り込まれていると思う。ただ、誰がこのことをするのかをもう少し書き加えていただけた方が良いと思う。

そして、それぞれの学びの方法で自立できたのかどうか、すごく大切な部分になると思う。3の「(3) 情報収集・調査研究」という中には、今までと違う学びの仕方をした子どもたちがどうなったのか、自立していったのかを追っていく必要があるのかなと思う。おそらく、最後は就職できたのかどうか実際には大事なところにはなってくると思うので、それなしに、多様な教育機会というところばかりが広まることが心配なところ。

また、2 (2) イの「(ウ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援」では、

フリースクール等はニーズに裏打ちされて設立された経緯があるとされているが、経緯があるということで、全て大丈夫になるのだろうか。事件、事故、トラブルがゼロのはずはない。安全性の確保みたいな部分を県としてはどのように確保していくか。そのあたりをどうしていくのかは、子どもたちの安全のためにも考えておいたほうが良いと考えている。

先ほど、HSCの話が出たが、HSCは県児童生徒安全課が出している「生徒指導の重点目標」に入っている言葉なので、基本方針案にも反映されていると思った。出てきた経緯があれば教えていただきたい。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

HSCについては、当課の職員はほとんどが教員だが、HSCの説明を聞いて、腑に落ちるところがあった。軌を一にして、外部からも、相談やもっとHSCの理解を広げてもらいたいという声はかなり来ている。普段仕事してる中で、どんどん蓄積されていったものから、出てきているというのが一番のところだと思う。

検証の必要はそのとおりで、しっかり見ていく視点は必要。

安全性について心配する部分はあるが、モデル事業をする中で、フリースクールの良さを失うことはないように連携していけたらと思っている。

【千葉県PTA連絡協議会 会長 木村 得道】

スケジュール的な部分について、現在方針を作っていて、パブリックコメントを経て、方針を作ってから実際に推進していくと思うが、これはどれぐらいの時期を考えているのか。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

おっしゃるとおり、基本方針ができれば、それに沿って具体的な取組をしていくことになる。条例が施行されたのが昨年4月であり、今日議論をして、2月の中旬か下旬くらいから、パブリックコメントをして、その意見を反映したものを共有しながら、今年度中に基本方針策定が間に合えば良いと思いながら、進めているところである。

【千葉県PTA連絡協議会 会長 木村 得道】

方針をつくるにあたり、福祉部門の考え方も入れていると思うが、方針に基づいた推進については、教育委員会だけの所管にはならないので、福祉部門や専門的な機関と共に進めてもらいたい。例えば、我孫子市では福祉部門の職員に教育支援センター長をやってもらっていて、子どもや保護者に寄り添った対応をしている。

不登校には様々なケースがあり、基本方針は大切なものであるからこそ、しっかりと骨組みを作る必要があると感じている。

【市川市教育委員会学校教育部指導課 課長 富永 香羊子】

本日の議論の感想になるが、本市においても、不登校児童生徒の問題はとても重要な課

題と認識している。まず、私たちは子どもたちを皆平等に見ているようなつもりでいると思うが、偏見というか、アンコンシャス・バイアスがあり、一番最初の根っこのところには「学校に戻そう」という考えがあると思っている。まず、教育委員会としてできることは研修等で子ども達の多様な生き方や居場所があることについて周知し、それらを教職員に浸透させることが重要だと改めて思った。

また、学習することに興味がある子の中には、高校に行くための勉強ではないものを目指している子もいる。今回の基本方針案を見ていると高校に行く子たちの教育をメインに書かれている感じがする。そうではない子どもに対して何ができるのかを議論を聴きながら思ったところである。

そして、先ほど「長期的な視点」の話があったが、8050問題のように子どもが長年引きこもることになり得るので、どこかできちんとチェックをすることは大事で、まずは子どもが高校に行くことを選択したいのかどうかという視点が大切であると思っている。

【千葉県子ども親のサポートセンター支援事業部 部長 桑田 美和】

3の「(4) 研修及び人材の確保」について、現在不登校の背景が多様化していると言われている中で、不登校との関連が指摘される疾患等を限定してとってしまうと、教員は「ここだけやればいいのか」という印象を持ってしまうのではないか。

また、それぞれの子どもが持っている特性もあると思うが、経済的、福祉的な視点等、教員が不登校の子どもを見立てていくときに必要なものをもう少し広く盛り込んだ方が良いのではないか。

2(1)の「イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり」の部分で、「暴力や暴言を行った児童生徒に対しては、正しい言葉と方法で毅然とした指導し」とあるが、「暴力や暴言」の文言に限定的なイメージを持った。限定するような理由はあるのか。毅然とした指導が必要なのは暴力や暴言に限定されない。SNSなどによる傷つきなどについても、学校としては毅然とした指導していくべきではないか。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

限定しているのではなく、暴言を広くとっているイメージである。いじめの基本方針と表現をあわせる必要があるかもしれない。暴力や暴言だけが悪いわけではないので、誤解がないようにしたい。

【千葉大学教育学部 准教授 磯邊 聡】

大切なこととして、加害者の被害者性ということもある。加害児童生徒に毅然と対応することがいじめの再演をすることも起こりかねないので、正しい理解が必要である。その問題行動を適切に理解して適切な指導や支援を行うことだと思う。加害児童生徒に指導するだけでは十分ではないケースも多々あって、本当に子どもに必要なのが支援だったこともある。発達特性があって暴力行為をした子どもに、毅然と指導するだけでは子どもは理解しないことが起こるかと思う。先ほど私が、「指導」という言葉に引っかかっていたのは

そういうところである。きちんと見立てをして支援や指導、適切な関わりをしていただけると良いと思う。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

部活動での指導死のケースで、先生としたら、もう少し頑張っただけかもしれないが、生徒を無視してその後、生徒が亡くなったことがある。SNSなど新しい概念もありどのように表現するのは工夫が必要。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

突き放す指導はしないことを一方で書いていて、正しい言葉と方法で毅然と指導と書いている。毅然とということに適正にということ表現していく必要があるかもしれない。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

先ほど、加瀬先生がおっしゃっていた話の中に休養の時期があったが、当事者からすると何とも言えない時期がある。休養の時期と活動的な時期に2つに割り切れない。約4割の子どもたちが支援を受けていない問題はその点にあり、どういうふうに埋めていくのか、議論の余地があると思う。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

2(2)アの「(イ)不登校についての理解と支援の方向性」に、「児童生徒のペースを尊重し、寄り添い続けることが重要である。」などと記載している。

【東京学芸大学教育学部 教授 加瀬 進】

3(4)「研修及び人材の確保」について、やったことの効果の検証は非常に重要。例えば「定期的実施するとともに、その効果の検証について努めることとする」みたいな文言を加えて、一段踏み込めると良いと思う。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

協議会で、少なくとも、研修としてどんなものを作って、測定していくかは難しいが、そのあたりも御相談させていただきながら、検討していきたい。

今日いただいたご意見を踏まえて、基本方針の案を練り直したいと思う。スケジュールがタイトな中で、方針案を見ていただき、貴重な御意見ありがとうございました。

6 閉会